

令和7年度川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項

1 申請基準

次の3つの要件にすべてあてはまる方が申請対象者です。

川崎市外の高校や
私立の高校も対象です！！

**川崎市内に住所を有する
高校生 ※1**

(令和7年6月1日時点)

**学業成績 評定結果の
平均値が3.5以上**

(令和6年度の全履修科目の評
定結果の5段階評価の平均値)

**世帯の合計所得金額が
基準額以内 ※2、3**

(令和6年1年間の所得)

次の表は目安であり、世帯の年齢構成などにより申請者ごとに基準額が異なります。対象になるか分からない方は、まずは申請を！！

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
合計所得金額	約239万円	約293万円	約337万円	約388万円	約427万円	約471万円
(総収入)	約366万円	約434万円	約489万円	約553万円	約602万円	約657万円

※1 高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)及び専修学校の高等課程を含む。)に在学する生徒です。

※2 世帯に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

※3 基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定を基に算出します。

2 支給額

支給額(令和7年4月から令和8年3月末までの年額)



	国公立			私立		
	年額	前期(8月支給)	後期(2月支給)	年額	前期(8月支給)	後期(2月支給)
第1学年	36,000円	18,000円	18,000円	60,000円	30,000円	30,000円
第2学年	61,000円	18,000円	43,000円	85,000円	30,000円	55,000円
第3学年	46,000円	18,000円	28,000円	70,000円	30,000円	40,000円

・定時制高等学校の第4学年は、それぞれの区分の第1学年の同額を支給します。

・高等専門学校については、第3学年までが対象となります。

3 受付期間(紙申請・電子申請ともに)

令和7年6月13日(金)から **令和7年6月23日(月)**まで

オンライン手続きわさき
(e-KAWASAKI)からも
申請ができます！！

・郵送の場合は、令和7年6月23日(月)消印有効

・持参の場合は、令和7年6月23日(月)17時15分まで

・受付期間経過後に、世帯の生計を主として維持する者等が亡くなった場合、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、令和8年2月末まで申請を受け付けます。

4 審査結果

・審査結果については、**令和7年8月上旬頃から中旬頃**に申請者の自宅へ郵送する予定です。

5 申請方法

不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください！！

Step1 提出書類を用意する（必要書類等は次表のとおり）

対象となる申請者	必要な提出書類	注意点等
(1) 紙による申請をする方	奨学資金支給申請書・推薦書【学年資金用】	・在籍する学校か市ホームページから入手 ・電子申請は不要
(2) 全申請者	住民票	・申請者（高校生）本人が記載され、令和7年6月1日以降に発行されたもの（コピー可）
(3) 生活保護世帯の方	被保護証明書	・世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたもの（コピー可）
(4) 児童養護施設入居者・里親に委託されている方	・在籍証明書 ・児童委託証明書	・コピー可
(5) (3), (4) 以外で18歳以上の世帯員がいる方	令和7年度市民税・県民税・森林環境税課税額証明書又は非課税証明書	・左記証明書以外の書類（源泉徴収票、特別徴収税額の決定・変更通知書、納税通知書等）では、受付できません。 ・世帯員の中で、18歳以上で学生でない方は、<u>全員証明書が必要（無職の方や扶養に入られている方も必要）</u>です。 ・ただし、「配偶者控除」を受けられていて、その状況が証明書に記載されている場合は、控除されている配偶者の分の所得証明書は不要（「配偶者特別控除」とは異なります） ・やむを得ない事情により、課税額証明書・非課税証明書の提出が期限に間に合わない場合は、受付期限までに、紙の申請書だけでも郵送により提出し、証明書を入手後速やかに提出してください。また、<u>証明書の提出が大きく遅れると、審査できず奨学生として採用できない場合があります。</u> なお、電子申請は書類がそろっていないと申請できません。

市税事務所、区役所、行政サービスコーナー等で取得できます（令和7年度の証明書は、令和7年6月10日（火）頃から発行開始）

※マイナンバーカードがあれば、コンビニでも取得可能です！！

電子申請

紙による申請

Step 2 e-KAWASAKI 利用者登録

- ・電子申請を希望する申請者（高校生）または保護者等が、事前に「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」の利用者登録
- ・すでに登録済みの方は登録不要
- ・申請受付期間前でも利用者登録は可能

e-KAWASAKI
利用者登録はこちら



Step 3 電子申請手続

- ・市ホームページ内「電子申請による申込」から、手続方法を確認の上、申請フォームに入力し申請（6月13日からオンライン申請のフォーム画面の表示開始）



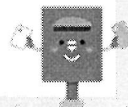
URL : <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000105208.html>

Step 2 提出書類を郵送

上記 Step 1 で用意した提出書類を、川崎市教育委員会事務局総務部学事課（6 問合せ先）へ郵送（持参可）

【注意点】

- ・学校への成績要件の確認は、学事課から行うため、申請者が学校に申請書を提出する必要はありません。
（奨学生推薦書の記載は不要）。
- ・普通郵便による提出が御心配な場合は、追跡可能な送付方法（簡易書留やレターパック等）を利用
- ・郵送料は申請者負担



6 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎 5階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267

令和 7 年度 奨学資金支給申請書 【学年資金用】

申請者	学校名	立 高等学校 高等部 中等教育学校						科(全日・定時・通信)制 年 (令和7年4月現在)
	氏名	ふりがな		住所	〒 - 川崎市 区 電話 () -			
保護者等	氏名	ふりがな		住所	〒 - 川崎市 区 電話 () -			
生計を一にする家族	続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先・学校名	(学年)	同居・別居	
	1 本人		大・昭平・令 年 月 日	高校生			—	
	2		大・昭平・令 年 月 日				(同・別)	
	3		大・昭平・令 年 月 日				(同・別)	
	4		大・昭平・令 年 月 日				(同・別)	
	5		大・昭平・令 年 月 日				(同・別)	
	6		大・昭平・令 年 月 日				(同・別)	
	7		大・昭平・令 年 月 日				(同・別)	
	8		大・昭平・令 年 月 日				(同・別)	
※生計を一にする、同居及び別居の家族について、全員を記入してください。 ※「続柄」及び「同居・別居」は、本人(生徒)からみたものを記入してください。 ※家族のうち、原則として18歳以上の方(高校生、大学生等を除く。)の全員の収入証明書が必要です。								
私は、川崎市高等学校奨学金の支給を受けたいので、申請します。なお、この申請書の記載内容は事実と相違ありません。 令和 年 月 日 川崎市教育委員会教育長 様 申請者氏名 保護者等氏名								

令和 7 年度 奨学生推薦書 (学校記入)

令和6年度 1年間の 全履修科目													平均評定値 (小数点以下 第2位を 四捨五入)
評定													
上記の生徒を、川崎市高等学校奨学金申請基準に該当するものと認め、推薦します。 令和 年 月 日 川崎市教育委員会教育長 様 学 校 名 所 在 地 校 長 職印													

令和 7 年度 奨学資金支給申請書 【学年資金用】《記入例》

申請者	学校名	川崎市立 川崎第一		高等学校 高等部 中等教育学校	普通	科(全日 定時・通信)制	2 年 (令和7年4月現在)
	氏名	ふりがな かわさき じろう 川崎 二郎		住所	〒 123 - 4567 川崎市 川崎 区 宮本町 1-1-1 川崎ハイツ303号 電話 (044) 200 - 3267		
保護者等	氏名	ふりがな かわさき はなこ 川崎 花子		住所	〒 - 川崎市 区 同 上 電話 () -		

生 計 を 一 に す る 家 族	続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先・学校名	(学年)	同居・別居
	1 本人	川崎 二郎	大・昭平令 20 年 8 月 9 日	中学生	川崎第一高等学校	2	—
	2 母	川崎 花子	大・昭平令 45 年 8 月 8 日	会社員	(株)幸区工業		(同・別)
	3 兄	川崎 一郎	大・昭平令 2 年 7 月 7 日	自営業	レストラン川崎		(同・別)
	4 弟	川崎 三郎	大・昭平令 28 年 6 月 6 日	小学生	川崎第一小学校	3	(同・別)
	5 祖母	多摩 夢子	大・昭平令 18 年 5 月 5 日	無職			(同・別)
	6		年 月 日				(同・別)
	7		年 月 日				(同・別)
	8		年 月 日				(同・別)

上記例の場合、所得証明書類は母、兄、祖母の3名分が必要です

※生計を一にする、同居及び別居の家族について、全員を記入してください。
※「続柄」及び「同居・別居」は、本人（生徒）からみたものを記入してください。
※家族のうち、原則として18歳以上の方（高校生、大学生等を除く。）の全員の収入証明書が必要です。

私は、川崎市高等学校奨学金の支給を受けたいので、申請します。なお、この申請書の記載内容は事実と相違ありません。

令和 7 年 6 月 16 日
川崎市教育委員会教育長 様 申請者氏名 川崎 二郎
保護者等氏名 川崎 花子

令和 7 年度 奨学生推薦書 (学校記入)

令和6年度 1年間の 全履修科目										平均評定値 小数点以下 第2位 まで記入
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------

「奨学生推薦書」は空欄のまま、何も書かずに提出してください。
学校への提出は不要です。
※各学校への成績要件の確認は、申請書受付後、川崎市教育委員会(学事課)から行います。

学 校 名	
所 在 地	
校 長	職印

川崎市高等学校奨学金申請基準（学年資金）

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則第6条に規定する、川崎市高等学校奨学金のうち学年資金の申請の基準については、次のとおり定めることとする。

- 1 受付期間の属する年の前年における、申請者と生計を一にするすべての世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）の総額が、基準額以下であること。基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に従い、別表の算式により算出した額とする。
- 2 奨学生になることを希望する者の属する世帯が震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 被災により、申請者と生計を一にする世帯員（以下「被災世帯員」という。）が、市町村民税の非課税または減免の適用を受けている状況であること。
 - (2) 被災世帯員が、個人事業税の減免の適用を受けている状況であること。
 - (3) 被災世帯員が、固定資産税の減免の適用を受けている状況であること。
 - (4) 被災世帯員が、国民年金の保険料の減免または国民健康保険の保険料の減免及び徴収猶予の適用を受けている状況であること。
 - (5) 被災世帯員が、生活福祉金の貸付を受けていること。

- 3 学業成績について、受付期間の属する年度の前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。平均値については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。

別表

川崎市高等学校奨学金申請基準（学年資金）第1項の算式については、以下のとおりとする。

算式 $A + B + C + D$

符合	区分	算定方法	算式
A	生活扶助	生活保護法による保護の基準（以下「生活保護基準」という。）の規定に従い算出した、第1類基準額と第2類基準額を合算して12を乗じて得た額及び冬季加算に5を乗じて得た額及び期末一時扶助の額の合計額	$(\text{第1類} + \text{第2類}) \times 12 + \text{冬季加算} \times 5 + \text{期末一時扶助}$
B	教育扶助	生活保護基準の規定に従い算出した基準額並びに学習支援費並びに生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して12を乗じて得た額及び申請年度の給食費月額に11を乗じて得た額の合計額	$(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 12 + \text{給食費} \times 11$
C	住宅扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額に12を乗じて得た額	$\text{住宅扶助費} \times 12$
D	生業扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、高等学校等就学費のうちの基本額及び学習支援費及び生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して12を乗じて得た額	$(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 12$